

都道府県知事  
各 指定都市市長 民生主管部（局）長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長  
( 公 印 省 略 )

「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の  
施行について」の一部改正について

消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第150号。以下「改正告示1」という。）及び消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第337号。以下「改正告示2」という。）については、改正告示1が本年3月31日付けで、改正告示2が本年9月30日付けで別添のとおり公布されたところであるが、今般、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日付け雇児保発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「施行通知」という。）の一部を別紙のとおり改正し、令和2年10月1日より施行することとしたので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済であることを申し添える。

記

第一 改正内容

改正告示1において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設に係る基準を新たに定め、当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされたことに伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

※ 消費税の納税義務等については、施行通知別紙第2を参照すること。

改正告示2において、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号。以下「本告示」という。）第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者（本告示第三の二に規定する都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、本告示第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする旨の経過措置が置かれたことに伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

## 第二 施行日

本通知による改正は、令和2年10月1日から施行する。

以上